

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第52号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の33」に改める。

別表1中「1,129,000円」を「1,135,000円」に、「911,000円」を「916,000円」に改める。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の33」を「100分の25」に、「100分の155.5」を「100分の159.5」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。